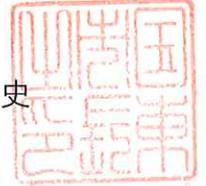




国市健第 0129003 号
令和 3 年 1 月 29 日

国東市国民健康保険運営協議会
会 長 有馬 孝 様

国東市長 三 河 明 史



国東市国民健康保険税率改正について（諮問）

国東市国民健康保険運営協議会規則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 128 号）第 4 条の
規定により、下記事項について貴協議会に意見を求めます。

記

令和 3 年度国東市国民健康保険税率の改正について

1. 見直しの背景及び理由

持続可能な医療保険制度を構築し、国保財政の安定化を図るため、平成 30 年 4 月から国民健康保険事業の財政運営を広域化し、県が財政運営の責任主体として市町村とともに国民健康保険の運営を担うことになりました。

この国保制度改革により、県内国保加入者の医療給付費等を県内全市町村で負担する仕組みとして、国保事業費納付金制度が導入されました。県が毎年市町村ごとの医療費水準や所得水準等に応じた国保事業費納付金を算定・決定し、さらに納付金額を踏まえた標準保険料率の提示を行なうこととなりました。

これに伴い、市町村は、県から提示された標準保険料率を参考にし、納付金の主な財源となる保険税率を決定します。

平成 30 年度以降この国保事業費納付金が、毎年変動し安定した金額でないため、制度開始後 3 年間は保険税率を据置いてきました。しかし、国等の公費拡充や県全体の納付金必要額の減少により、国東市の国保事業費納付金については、平成 30 年度から毎年減額となり、令和 2 年度及び令和 3 年度については大きく減額となりました。

よって、現行の保険税率と標準保険料率において乖離が大きい医療分（基礎課税分）の所得割率及び平等割額について見直す必要があると考えます。

2. 令和 3 年度国民健康保険税率について

医療分（基礎課税分）について、所得割が発生している世帯の負担を軽減するため、所得割率を 10%から 8%へ、一世帯あたりの平等割額を 24,200 円から 16,200 円へ見直します。なお、後期支援金分及び介護納付金分については、現行税率と標準保険料率の差が小さいため据置くこととします。

区 分		改正前	改正後	差
		税率（額）	税率（額）	
医 療 分	所得割	10.00%	8.00%	△2.00%
	均等割	21,800円	21,800円	—
	平等割	24,200円	16,200円	△8,000円
後期支援金分	所得割	2.50%	2.50%	—
	均等割	7,900円	7,900円	—
	平等割	7,600円	7,600円	—
介護納付金分	所得割	2.20%	2.20%	—
	均等割	8,300円	8,300円	—
	平等割	5,800円	5,800円	—

3. 今後の国民健康保険税率について

保険税率の決定において重要な要素となる国保事業費納付金には、多くの変動要因（県決算剰余金の動向、被保険者数や所得の増減、高齢化の影響、診療報酬改定、医療の高度化、患者負担の見直し等）があり、さらに、今後は新型コロナウイルス感染症の影響も想定されます。

県が示す国保事業費納付金は、翌年度の保険給付費等国保事業の実施に必要な額を徴収するものであり、長期的な見通しに基づくものではないため、毎年大きく変動する可能性があります。それに連動し、標準保険料率も上下するため単年度の指標となります。

国のガイドラインでは、「同一都道府県において、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準」を目指すとされています。大分県においても、国保運営方針に基づき統一保険料に向けた課題解決・議論を深めていくこととされています。

国保被保険者の保険税負担を考慮しつつ、今後も必要な場合は保険税率について見直すこととします。